



KPMG

K P M G N e w s l e t t e r

KPMG Insight

Vol.

49

July
2021

Topic

米国における税制改革の最新動向

～ バイデン政権およびワイデン上院財政委員会委員長の
税制改革プランと日系企業への影 ～

米国における税制改革の最新動向

～ バイデン政権およびワイデン上院財政委員会委員長の 税制改革プランと日系企業への影響 ～

KPMG US

シリコンバレー事務所

木村 泰 / パートナー・所 隆行 / マネージング・ディレクター・伊丹 宏 / シニアマネジャー

米国では2021年1月にバイデン新政権が誕生しました。大統領就任に先立ちバイデン氏は新型コロナウイルスの脅威とそれに伴う経済危機に対応するための2段階の計画～「米国救済プラン」と「復興プラン」～を発表しています。政権発足後、バイデン大統領はまず救済プランに着手し、今年の3月に1.9兆ドル規模の新型コロナウイルス追加対策法である「米国救済計画法」を成立させました。さらに同大統領は復興プランに軸足を移し同3月末に2.7兆ドル規模のインフラ整備を柱とする「米国雇用プラン」を発表し、翌月の4月には追加の復興プランとして社会福祉を柱とする1.8兆ドル規模の「米国家族プラン」も発表しています。これらの復興プランに要する莫大な財源を確保する手段として、法人所得税率の引上げや富裕層への増税をはじめとする税制改革案がこれらの復興プランに盛り込まれています。本稿では、これらのバイデン政権の税制改革案と今年の4月に上院財政委員会のワイデン委員長らが発表した法人税制改革案について解説と日系企業への影響の分析を行い、そして連邦議会の情勢や改革における課題などを踏まえ、税制改革の今後の行方を占います。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。本稿は2021年5月4日時点の情報をもとに執筆したものです。

✓ POINT 1

法人所得税率が21%から28%へ引き上げられる可能性がある。

✓ POINT 2

トランプ前政権の税制改革により導入された国際課税関連の税制が大きく改正される可能性がある。

✓ POINT 3

税制改革が現在提案されている形で行われた場合、米国子会社の税コストが上昇する。

✓ POINT 4

現在の連邦議会の情勢に鑑みると大型の税制改革法案を両院で通過させることはハードルが高く、最終的な法案の内容と成立のタイミングが議会情勢の影響を受ける可能性がある。



木村 泰
Tai Kimura



所 隆行
Takayuki Tokoro



伊丹 宏
Hiroshi Itami

Ⅰ 背景

バイデン政権が今年3月に発表した「米国雇用プラン」は、①輸送インフラストラクチャー、②クリーンウォーターおよび電力インフラストラクチャー、③教育・福祉インフラストラクチャー、④クリーンエネルギー関連を含む研究開発への投資および特定の国内生産へのインセンティブの4つの分野から構成されています。この「米国雇用プラン」においては10年間で約2.7兆ドルの財政支出を見込んでおり、その財源は「米国雇用プラン」に含まれる「メイド・イン・アメリカ税制案」による増税によって15年間にわたって確保するとされています。バイデン政権の法人税改革案であるこの「メイド・イン・アメリカ税制案」にはトランプ前政権が成立させた2017年の税制改革「Tax Cuts and Jobs Act」(以下、「TCJA」という)の大幅な改正案が含まれています。

まずこのTCJAに遡り関連する重要な税制について解説します。

なお、今年4月に発表された「米国家族プラン」における1.8兆ドルの財政支出の財源は主に富裕層への増税(個人所得税)により確保するとされていますが、本稿の目的は法人税関連の税制改革の解説であるため個人所得税の改革案については説明を省略します。

Ⅱ 2017年のトランプ前政権による税制改革の概要

バイデン政権の法人税改革案について解説する前に、まず、トランプ前政権において施行された税制改革(TCJA)について説明します。今回のバイデン政権による税制改革案においては、このTCJAにおいて導入された税制の一部を改正または廃止するとしています。

TCJAは、レーガン大統領による1986年

の税制改革以来の大型の税制改革であり、2017年12月22日にトランプ前大統領によって署名され成立しました。TCJAにおける主な改正項目は、法人所得税率の35%から21%への引下げおよび全世界所得課税からハイブリッドなテリトリアル課税への移行でした。

また同時に、TCJAにより、以下に説明するGILTI、FDII、BEATなどの新しい国際課税関連の税制が導入されました。これらの変更により、米国税制の適用対象となるクロスボーダー所得の範囲が大幅に拡大したと言えます。

(1) グローバル無形資産低率課税所得 (Global intangible low-taxed income)の合算課税

グローバル無形資産低率課税所得(以下、「GILTI」という)は、原則として米国株主が直接または間接的に特定海外子会社(Controlled Foreign Corporations、以下、「CFC」という)の株式を10%以上保有している場合、CFCの課税所得のうちCFCの減価償却資産の簿価の10%(みなし事業収益)を超過する金額の50%相当額を、持分割合に応じて米国株主の益金として合算課税するものです(50%部分は非課税となるためGILTIの外国税額控除前の実効税率は通常の税率である21%の半分の10.5%となる)。なお、CFCの課税所得に対して課された現地法人税は、合算課税を受けたGILTIに係る税額から、部分的に外国税額控除として控除することが可能です。現行のGILTIのルールでは、複数のCFCがある場合、合算ベースでGILTIの計算が行われます。

(2) 外国源泉無形資産所得 (Foreign-derived intangible income)に対する控除

TCJAにおいては外国源泉無形資産所得(以下、「FDII」という)に対する控除制度が導入されました。これは、米国法人が外国法人や個人に対して製品の販売や役務の

提供を行った場合に認められる控除です。米国法人の所得のうち、米国法人の減価償却資産の簿価の10%を超過する部分を「みなし無形資産所得」とし、その金額のうち、外国法人等への売上から生じる所得部分の37.5%に相当する額に対して所得控除を認めるものです。

(3) 税源浸食税 (Base Erosion and Anti-abuse tax)

TCJAでは外国関連会社への支払いを使った税源浸食行為を制限するためのミニマム税である税源浸食税(以下、「BEAT」という)が導入されました。BEATは、米国グループの総売上が過去3年平均で5億ドル以上あり、かつ、税源浸食率が3%以上である米国法人および米国関連会社グループに適用されます。国外関連者への支払いに対する損金算入効果(COGSを除く)を否認して算出した修正課税所得の10%(現行)が、通常の連邦法人税(税額控除は一部のみ考慮)を超過した場合に、超過部分をBEATとして課税する制度です。

以上、TCJAの主な税制の概要を解説しましたが、バイデン政権とワイドン上院財政委員会委員長の税制改革案ではいずれにおいてもGILTI、FDII、BEATを大きく改正するとしています。

Ⅲ バイデン政権の税制改革案(メイド・イン・アメリカ税制案)

バイデン大統領はメイド・イン・アメリカ税制案で「法人税を改革して米国での雇用創出と投資を奨励し、タックスヘイブンへの不公平で無益な利益の移転を阻止すること」また「大企業に相応の税負担を負わせること」を提唱しています。さらには「大企業への課税のあり方を根本的に改革し、また、低税率国としての経済メリットを享受するために各国が行っている法人所得税率の引下げ競争に終止符を打つ」としています。

以下は、バイデン大統領が発表したメイド・イン・アメリカ税制案の主要な法人税関連の改正案です。

(1) 法人税法 – 全般

- 法人所得税率の21% から28%への引上げ
- 大企業の会計上の全世界利益に対して課される15%の代替ミニマム税の創設

(2) 法人税法 – 国際税務関連

- グローバル低税率無形資産所得課税(GILTI)の改正 – GILTI税率の10.5% から21%へ引上げ、CFCの課税所得の国別計算、みなし事業収益(CFCの減価償却資産の10%)の控除の廃止(これによりGILTI対象所得が増加する)
- 外国源泉無形資産所得(FDII) 控除制度の廃止
- 税源浸食税(BEAT)の廃止
- SHIELD (Stopping Harmful Inversions and Ending Low-tax Developments)の創設 – 外国関連者への支払いについて支払先の国で最低税率(多国間協定により合意された最低税率、合意された最低税率がない場合は21%)以上の法人税が課されていない場合には、米国においてこの支払いについて損金不算入とする制度。BEATに代わる制度として導入。
- インヴァージョン(米国法人の国外法人化による節税)防止策の強化
- 雇用のオフショア化に係る費用の損金不算入
- 雇用のオンショア化に認められる税額控除および国内研究開発活動に対する優遇措置

*注なお、本稿執筆後の2021年5月28日に米国財務省から予算教書(グリーンブック)が発表されて、より詳細なバイデン政権の税制改革案の内容が明らかにされました。本予算教書には、3月に発表されたメイド・イン・アメリカ税制案に含まれていない新たな改正案(支払利息の損金算入制限等)も含まれています。

IV ワイドン上院財政委員会委員長の税制改正案

上院財政委員会のワイドン委員長(民主)らは、2021年4月に米国の国際課税制度の改革案の枠組みを発表しました。ワイドン委員長の提案はバイデン政権の改革案とは一定の違いがありますが、改革の方向性に大きな違いはありません。どちらも米国外の所得に対する増税を行い、国内所得と海外所得に係る税率差を埋めることにより、投資を米国に呼び戻すことを目指しています。

ワイドン委員長の税制改革案の枠組みは以下のとおりです。

- グローバル低税率無形資産所得課税(GILTI)の改正 – GILTI税率の引上げ(米国法人所得税率の60-100%相当まで)、CFCの課税所得の国別計算、みなし事業収益(CFCの減価償却資産の簿価の10%)の控除の廃止(これによりGILTI対象所得が増加)
- 外国源泉無形資産所得(FDII) 控除制度の改正 – FDIIの対象となる所得の変更(現行法の「みなし無形資産所得」から米国内でのR&D活動や従業員への研修等に費やされる費用に応じて計算される「みなしイノベーション所得」へ)、みなし事業収益(減価償却資産の簿価の10%)の控除の廃止
- 税源浸食税(BEAT)の改正 – 適用税率10%は維持、BEATで加算調整される外国関連者への支払部分に適用される税率の引上げ、BEAT税額へのR&D等の各種税額控除の適用、外国税額控除の取扱いは現時点では不明確

実際に立法プロセスがスタートするまでには長い道のりがありますが、国際課税システムの改正に関する民主党のビジョンが徐々に明確になってきています。

V 税制改革が日系企業へ与える影響

バイデン政権およびワイドン委員長の法人税改革案は、日系企業に以下のような影響を及ぼすと考えられます。

(1) 連邦法人所得税率

法人所得税率が21%から28%に引き上げられた場合、当然ながら米国における租税コストが上がります。反対に税率が高い状況下では損金算入による減税効果および繰越欠損金の相殺効果は、価値が増すためタックス・プランニングの重要性が増すとされます。また、税率変更による繰延税金資産・負債への影響など財務諸表へのインパクトの検討も必要となります。

(2) 税源浸食税(BEAT)の厳格化

バイデン政権およびワイドン委員長の税制改革案には、いずれもBEATの強化策または国境を越えた支払いによる税源浸食行為をターゲットにした新しい課税システムが含まれています。ワイドン委員長のBEATの枠組みは、BEATの適用税率を10%に維持する一方で、外国関連者への支払いにより税源浸食をしているとされている部分については高い税率を課することにより、現在のBEATの改正を提案しています。ワイドン委員長の改正案は、BEAT税額からの各種税額控除を認めているものの、たとえば、IPを所有する日本の親会社にロイヤルティを払っている場合や、役務の提供に係るサービスフィーを支払っている場合などにおいて、状況によっては米国子会社におけるBEATの税負担を増加させる可能性があります。

一方、バイデン政権の税制改正案ではBEATを廃止し、SHIELD課税を導入することが提案されています。ただし、現行の日本の法人所得税率は約30%であるため、米国子会社が日本の親会社にロイヤルティやサービスフィーなどを支払って

いてもSHIELD課税の影響を受けない可能性があります。

(3) 外国子会社の所得に対する課税の強化

CFCを保有する米国子会社を傘下に置く日系企業は、いずれの税制改革案においてもGILTIの税負担が高くなる可能性があります。主な理由としては下記があげられます。

- GILTIの税率が引き上げられる。
- 現行法では「みなし事業収益(CFCの減価償却資産の簿価の10%相当額)」のGILTI課税所得からの控除が認められているが、このメリットが廃止される。

- CFCの課税所得の国別計算の導入により、今後は外国税のクロスクレジット（高税率国で支払われた税金のうち単独では控除しきれない税金を低税率国での税額控除限度額の余裕枠を利用して控除すること）ができなくなり、米国で控除できる外国税の額が減少する可能性がある。

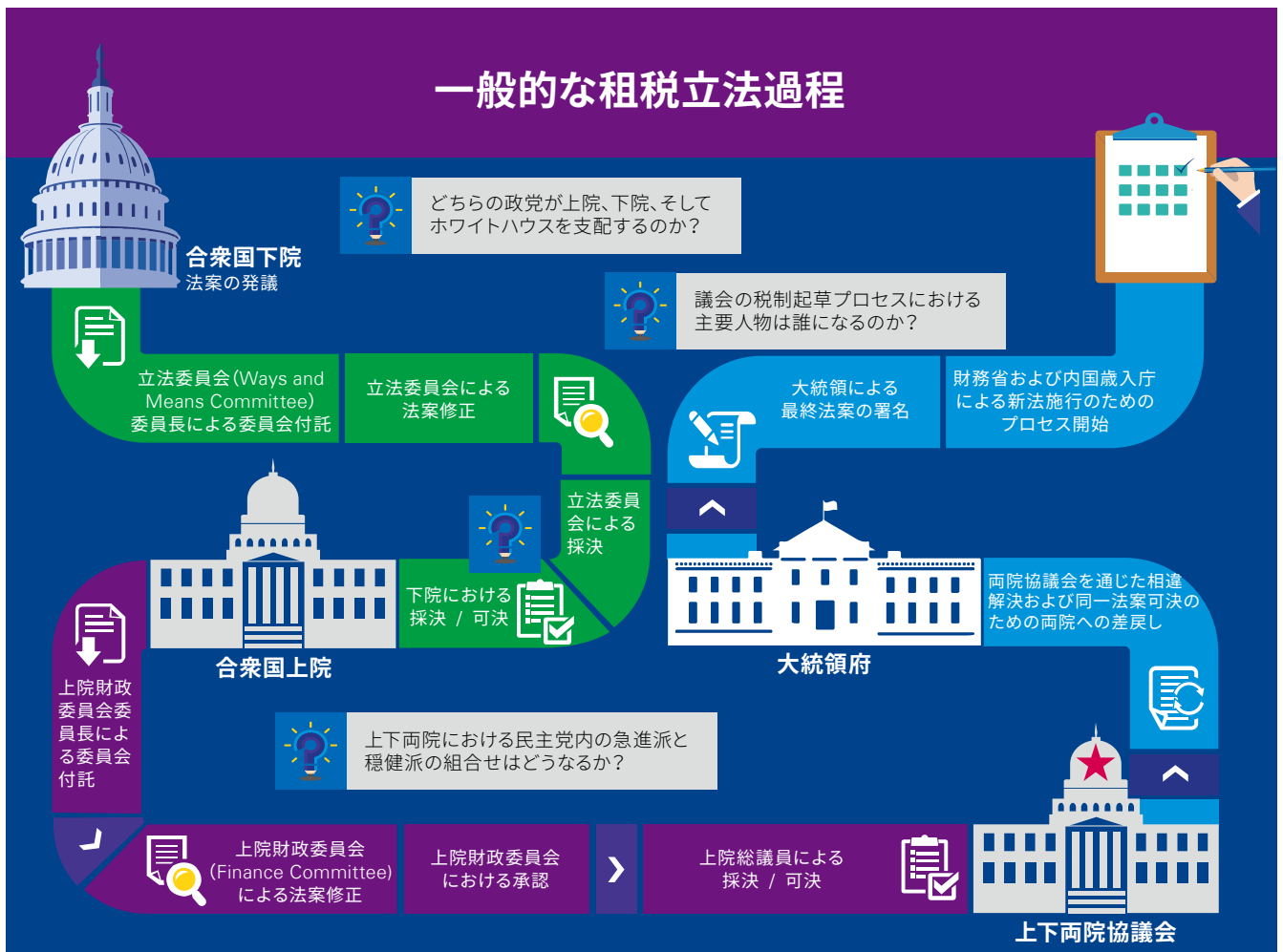
(4) 研究開発関連費用

米国において研究開発を行っている米国子会社を有する日系企業は、研究開発に係るインセンティブの恩恵を受ける可能性があります。ワイドン委員長の税制改革案では米国で研究開発を行っており、イノベーション関連の支出がある場合には

FDIIのメリットを受けられる可能性があります。しかし、たとえば、米国子会社が受託契約で研究開発を行う（日本の親会社がIPを所有する）などの場合、上記の研究開発に係るインセンティブの対象となるかどうか現時点では不明です。

全体としては、いずれの税制改革案においても米国の法人所得税率が引き上げられ、また、外国子会社の所得への課税が強化されるため、税務の観点からは日本企業が米国子会社の下に外国子会社を保有することに対する税務コストは上昇するかもしれません。また、SHIELDが導入された場合には、米国子会社と第三国との取引が限定的である限り、日本企業への影響は大きくならないかもしれませんが

図表1 米国における税制立法プロセス



(日本の税率が高いため日本の関連会社への支払いの損金算入が認められると考えられるため)、代わりにBEATの課税強化がなされた場合には税負担が増加する可能性があります。

Ⅵ 米国における税制立法プロセスの概略および現在の議会情勢

(1) 米国連邦における立法プロセス

税制改革法案の成立は連邦議会の情勢などに大きく影響されます。連邦税法が成立して法律となるためには、通常、下院、上院、大統領がそれぞれ同じ内容の法案に同意する必要があります。その結果、近年では、大型の政策変更を実行するためには一政党がホワイトハウスと上下両院を支配する必要があります。米国における税制立法プロセスの概略については、図表1を参照ください。

(2) 税制改革を取り巻く政治情勢、改革における課題とタイミング

現在は民主党による一党支配であるため、ホワイトハウスと上院が共和党によって支配されて、下院が民主党によって支配されていた第116議会期(2019年1月3日～2021年1月3日)よりも大幅な税制改革が行われる可能性が高くなっていると言えます。さらに、バイデン政権の復興プラン、選挙運動期間中の公約、バイデン政権と民主党によるその他の公式な発表などを考慮すると、税制改革は第117議会期の議題の一部となる可能性が高いと考えられます。ただし、民主党は両院を僅差で支配しているにすぎないため、大型の税制改革法案を両院で通過させることは依然としてハードルが高いと思われます。

バイデン政権の「復興プラン」は、その規模の大きさ、関連する政策分野が多岐にわたること、また、大規模な増税案が含まれていることを考慮すると、共和党議員の支持を得られる可能性は低いと考えら

れます。したがって、上院での法案可決の障害となる議事妨害規則(フィリバスター)を阻止するために必要な60の賛成票(上院の議席数は100)を得ることは難しいと予想されています。そのため民主党は単純過半数(51の賛成票)でも法案を可決することができる「予算調整措置」と呼ばれる手続きを踏むことを余儀なくされます。この予算調整措置においては財政的および時間的な制約などが課されるので、それらが法案内容に影響を及ぼすことも考えられます。これらの状況から復興プランの立法プロセスは複雑になると考えられ、その政策規模と内容を考慮すると今年の3月に成立した「米国救済計画法」と比べて大幅に時間を要する可能性があります。また、復興プランの立法プロセスがある時点で頓挫したり、法案の大幅な修正を余儀なくされて、さらに時間を要することも考えられます。以上の点から、復興プランが議会を通過するまでに数か月またはそれ以上かかることも予想されます。

Ⅶ 結論

バイデン政権とワイドン委員長の税制改革案で提案されている法人所得税率の引上げや海外子会社の利益に対する課税強化などの改正案は、米国子会社を有する日系企業、特に米国子会社がCFCを保有する場合に大きな影響を与える可能性があります。これらの改正案の詳細な内容と企業に与える具体的な影響については、法案が議会に提出された段階でより明らかになるため、今後の議会の動向を注視する必要があります。ただし、民主党は上下両院を僅差で支配しているにすぎず、そのため立法プロセスにおける課題も多く、最終的に制定される税法の内容がこれらの議会情勢の影響を受ける可能性についても考慮する必要があります。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG US
シリコンバレー事務所
木村 泰 / パートナー
所 隆行 / マネージング・ディレクター
伊丹 宏 / シニアマネジャー

KPMG税理士法人
国際税務 / 関税部門
神津隆幸 / パートナー

✉ tkimura@KPMG.com
✉ ttokoro@kpmg.com
✉ hitami1@KPMG.com
✉ Takayuki.Kozu@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.